



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月21日(金) 第9708号

目次

ページ

規 則

- 群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(コンベンション推進課) 2

告 示

- 自衛官の募集(危機管理室) 12
- 知事指定薬物の指定の失効(薬務課) 13
- 保安林予定森林(森林保全課) 13
- 道路の供用開始(道路管理課) 14
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 14

公 告

- 所在不分明通知(森林保全課) 14

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 17
- 政治団体の異動事項 19
- 政治団体の解散届出 20
- 資金管理団体の異動事項 20
- 資金管理団体の指定の取消し等 20

入 札 公 告

- 一般競争入札の実施(会計課) 21
- 同(警察本部会計課) 24

落 札

- 落札者等の決定(警察本部会計課) 27

■規則

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年六月二十一日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県規則第八号

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成二十九年群馬県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第二条 条例第五条第一項の規定により、同項に規定する施設等のうち、条例別表四の表の駐車場及び別表第一のコインロッカーを除く施設等(以下「利用承認施設等」という。)の利用の承認を得ようとする者(以下「申請者」という。)は、群馬コンベンションセンター利用承認申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、知事が別に定める日から行うものとする。

(利用の承認)

第三条 知事は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、利用承認施設等の利用を承認したときは、申請者に群馬コンベンションセンター利用承認書(別記様式第二号)を交付するものとする。

2 前項の承認書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用承認施設等を利用するときは、当該承認書を職員に提示しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第四条 利用者は、利用の変更又は取消しをしようとするときは、群馬コンベンションセンター利用変更(取消し)承認申請書(別記様式第三号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、利用の変更又は取消しを承認したときは、利用者に群馬コンベンションセンター利用変更(取消し)承認書(別記様式第四号)を交付するものとする。

(附属設備及び備品の使用料等)

第五条 条例別表五の表の規定による附属設備及び備品の使用料の額は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 条例別表一の表注七の規則で定める実費相当額は、別表第二に掲げるとおりとする。

(使用料の納付期限)

第六条 条例第十条に規定する使用料は、知事が指定する期限までに納付しなければならない。

ならない。

(使用料の減免)

第七条 条例第十一条で定める特別な理由は次の各号に掲げるものとし、当該理由により減免する額はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 災害その他緊急事態の発生により、住民等が一時的に避難し、又は待機する場所として利用する場合、使用料の全額

二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める場合、知事が適当と認める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、群馬コンベンションセンター使用料減免申請書(別記様式第五号)を第二条第一項の申請書と同時に知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の減免を決定したときは、群馬コンベンションセンター使用料減免承認書(別記様式第六号)を交付するものとする。

(使用料の返還)

第八条 条例第十二条ただし書に規定する利用者の責めに帰することができない理由により利用承認施設等を利用することができなくなった場合に返還する使用料の額は、既に納付した使用料の額の全額とする。

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、群馬コンベンションセンター使用料返還申請書(別記様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(遵守事項)

第九条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 引火性物品等の危険物を持ち込まないこと。

二 群馬コンベンションセンター(以下「コンベンションセンター」という。)の施設、附属設備及び備品等を汚損し、又は毀損するおそれのある行為をしないこと。

三 職員の指示に従うこと。

四 前三号に定めるもののほか、知事が別に定める事項

2 利用者は、前項各号及び次に掲げる事項を入館者に遵守させなければならない。

一 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙をしないこと。

二 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる行為をしないこと。

(指定管理者による管理)

第十条 条例第十三条第一項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)にコンベンションセンターの管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における同条第二項第五号の知事が別に定める業務は、広報宣伝及び催物の誘致その他のコンベンションセンターの利用促進のために必要な業務とする。

2 指定管理者による管理の場合における第二条から第四条まで、第六条、第七条第二項及び第三項、第八条並びに第九条並びに別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、第二条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、

同条第二項中「知事が別に定める」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定める」と、第三条第一項、第四条、第六条、第七条第二項及び第三項並びに第八条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第九条第一項第四号中「知事が別に定める」とあるのは「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て別に定める」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「蕨田沼宮嶋」とあるのは「蕨田沼宮嶋」とする。

3 条例第十四条第一項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合における第六条、第七条第二項及び第三項並びに第八条並びに別記様式第一号から別記様式第七号までの規定の適用については、前項に定めるもののほか、第六条中「第十条に規定する使用料」とあるのは「第十四条第二項に規定する利用料金」と、第七条第二項及び第三項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第八条中「第十二条ただし書」とあるのは「第十四条第六項ただし書」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第一号から別記様式第七号までの規定中「海田芝」とあるのは「芝田芝」とする。

(管理の細則)
 第十一条 条例及びこの規則に定めるもののほか、コンベンションセンターの管理に
 関し必要な事項は、知事がコンベンションセンターの管理を行う場合は知事が、指
 定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

- この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
 - 条例附則第三項の規定により条例の施行の前に行う利用の承認その他の準備行為に係る手続については、この規則の例による。
- 別表第一(第五条関係)

展示場	区分		単位	使用料
	椅子	机		
メインホール	椅子	机	一脚につき一日	七〇〇円
	バック幕		一枚につき一日	二、〇〇〇円
	冷暖房設備(全面利用の場合)		利用一時間につき	四〇、〇〇〇円
	冷暖房設備(三分の二利の場合)			二六、六六〇円
	冷暖房設備(三分の一利の場合)			一三、三三〇円
	スクリーンA		一台につき一日	三、〇〇〇円
	スクリーンB			二、五〇〇円
	調光操作卓A			一〇、〇〇〇円

大会議室	中会議室	共通
調光操作卓B	スクリーンC	プロジェクターA
LED平凸タイプスポットライト	スクリーンD	プロジェクターB
LEDエリプソイダルスポットライト	カメラワゴン	プロジェクターC
カメラワゴン	AV機器操作卓	移動式スクリーン
AV機器操作卓	バック幕	演台(大)
カメラワゴン	プロジェクターA	演台(中)
LEDエリプソイダルスポットライト	プロジェクターB	演台(小)
LED平凸タイプスポットライト	プロジェクターC	
調光操作卓	プロジェクターD	
スクリーンB	移動式スクリーン	
スクリーンC	演台(大)	
バック幕	演台(中)	
AV機器操作卓	演台(小)	
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
LEDエリプソイダルスポットライト		
LED平凸タイプスポットライト		
調光操作卓		
スクリーンB		
スクリーンC		
バック幕		
AV機器操作卓		
カメラワゴン		
AV機器		

別記様式第1号(規格A4)(第2条関係)

群馬コンベンションセンター利用承認申請書					
群馬県知事				年 月 日	
申請者 住所(所在地) フリガナ 氏名(名称) 利用責任者名 担当者名 (電話)					
次のとおり利用の承認を申請します。 なお、利用に際しては、群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に従います。					
利用期間					
利用目的					
催物の名称					
出演者・出席者数	人	来場予定者数	人	利用者数計	人
うち県外者	人	うち県外者	人	うち県外者	人
うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人
利用承認施設等名称	利用区分・数量		利用日時	使用料	
申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しません。					
入場料	有・無		使用料合計		
備考					

別記様式第2号(規格A4)(第3条関係)

群馬コンベンションセンター利用承認書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 様 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 群馬県知事 印 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 年 月 日付けで申請のあった群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用については、次のとおり承認します。 </div>			
利用期間			
利用目的			
催物の名称			
責任者の氏名			
使用料の合計額			
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利用日時	使用料
承認条件			
承認番号			
備考			

別記様式第3号(規格A4)(第4条関係)

群馬コンベンションセンター利用変更(取消し)承認申請書					
					年 月 日
群馬県知事		あて			
申請者 住所(所在地) フリガナ 氏名(名称) 利用責任者名 担当者名 (電話)					
年 月 日付け承認番号第 号で承認のあった群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用について、次のとおり変更(取消し)の承認を申請します。					
利用期間					
利用目的					
催物の名称					
出演者・出席者数	人	来場予定者数	人	利用者数計	人
うち県外者	人	うち県外者	人	うち県外者	人
うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人	うち外国人	か国 人
利用承認施設等名称	利用区分・数量		利用日時	使用料	
入場料	有・無		使用料合計		
備考					

別記様式第4号(規格A4)(第4条関係)

群馬コンベンションセンター利用変更(取消し)承認書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px; margin-top: 20px;">群馬県知事 印</div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付けで申請のあった承認番号第 号の群馬コンベンションセンターの利用承認施設等の利用の変更(取消し)については、次のとおり承認します。</p>			
利 用 期 間			
利 用 目 的			
催 物 の 名 称			
責 任 者 の 氏 名			
使 用 料 の 合 計 額			
利 用 承 認 施 設 等 名 称	利 用 区 分 ・ 数 量	利 用 日 時	使 用 料
承 認 条 件			
備 考			

別記様式第5号(規格A4)(第7条関係)

群馬コンベンションセンター使用料減免申請書				
群馬県知事 あて			年 月 日	
申請者 住所(所在地) フリガナ 氏名(名称) 利用責任者名 担当者名 (電話)				
次のとおり使用料の減免の承認を申請します。				
利 用 目 的				
催 物 の 名 称				
減 免 申 請 の 理 由				
所 定 の 使 用 料				
減 免 申 請 額				
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利 用 日 時	所 定 の 使 用 料	減免後の使用料
備 考				

別記様式第6号(規格A4)(第7条関係)

群馬コンベンションセンター使用料減免承認書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px; margin-top: 20px;">群馬県知事 印</div> <div style="margin-top: 40px;"> 年 月 日付けで申請のあった群馬コンベンションセンターの使用料の減免については、次のとおり承認します。 </div>				
利 用 目 的				
催 物 の 名 称				
減 免 の 理 由				
減 免 額				
利用承認施設等名称	利用区分・数量	利 用 日 時	所 定 の 使 用 料	減免後の使用料
備 考				

別記様式第7号(規格A4)(第8条関係)

群馬コンベンションセンター使用料返還申請書		
群馬県知事	年 月 日 あて	
申請者 住所(所在地) フリガナ 氏名(名称) 利用責任者名 担当者名 (電話)		
次のとおり使用料の返還を申請します。		
催物の名称		
利用承認日		
納付日		
返還申請額		
返還申請理由		
返還金受取金融機関	金融機関名	
	本支店名	
	口座番号	普通・当座
	カタカナ	
	口座名義人	
添付書類		
備考		

■ 告 示

◎群馬県告示第57号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年及び令和2年採用の自衛官候補生及び自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

1 自衛官候補生(令和元年9～11月及び令和2年3・4月採用)

(1) 募集期間

年間を通じて実施

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
受付時に通知 令和2年3月高等学校卒業予定者 又は中等教育学校卒業予定者の採用試験は、令和元年9月16日(月)以降	相馬原試験場 新町試験場 のいずれか指定された試験場	北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地

2 一般曹候補生(令和2年3・4月採用)

(1) 募集期間

令和元年7月1日から同年9月6日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
令和元年9月21日(土) 令和元年9月22日(日) のいずれか指定された1日	太田試験場 前橋試験場 新町試験場 のいずれか指定された試験場	太田市浜町66-49 太田市浜町勤労会館 前橋市南町4-30-3 勢多会館 高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地

3 航空学生(令和2年4月採用)

(1) 募集期間

令和元年7月1日から同年9月6日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
令和元年9月16日(月)	前橋試験場	前橋市南町4-30-3 勢多会館

◎群馬県告示第58号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン(通称名3-MeO-PCE)及びその塩類
- (2) 1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド(通称名CUMYL-4CN-B7AICA)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和元年6月23日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第59号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 沼田市利根町高戸谷字シタロウ876の1、876の2、877、字下峠880の2、字大林961、974の1、字片路口1006の1、1006の9、字名目津平1017の1、1017の2、字大峠1170、字喜里ヶ久保1174の1から1174の3まで、字井戸頭1180の1、1180の2、字孫作り1186の1、1186の2、字弥藤次久保1189の1、1189の2、字柿ソリ1197、1209の2、字中棚1220の1、1221、1225の2、字屋敷棚1247の2、字中丸1257、字大赤久保1285、字栃久保1290

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	292号	吾妻郡長野原町大字大津字草津国有林166林班地内から同郡草津町大字前口字カヤコシ139番の3地先まで	令和元年6月21日

◎群馬県告示第61号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和元年6月21日から適用する。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

「株式会社沼田自動車教習所 沼田市横塚町1088-13」を「株式会社沼田自動車教習所 沼田市横塚町1
有限会社ロイヤル 沼田市横塚町1397-

088-13
12（セブンイレブン沼田横塚町店）」に改める。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を前橋市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市東金丸町168の2	近藤萬良	
前橋市東金丸町168の4	磯田啓次郎	共有林
同	宮内克二	同
同	山本トヨ子	同
同	山本照男	同
同	重田金次郎	同
同	諸岡富八	同
同	小池三郎	同
同	小林紀六二	同
同	小林進	同
同	小林福市	同
同	松本常雄	同
同	松本徳一	同
同	須田一二三	同
同	須田一雄	同
同	石井央	同
同	大嶋金兵衛	同
同	田中仁作	同
同	嶋村一男	同
同	米山丑太郎	同
同	北爪幸作	同
同	北爪宗次	同
同	鈴木吉榮	同
前橋市上大屋町268の3	奥泉英夫	
前橋市滝窪町1261の1	狩野義雄	
前橋市滝窪町1369の3、1369の4、1369の6	小澤弘吉	
前橋市滝窪町1369の7	関根功三郎	
前橋市堀越町2049の4、2065の6	木島幹雄	
前橋市堀越町2197の1	松村吉次郎	共有林

同	茂木栄作	同
同	茂木亀次郎	同
同	茂木初太郎	同
同	茂木彌太郎	同
同	飯野林次郎	同
前橋市堀越町2460の1、2469の1	茂木たかの	
前橋市堀越町2463の1、2464	石原博	
前橋市堀越町2784の1、2784の3	後藤とし子	
前橋市堀越町2783の2	飯野米作	

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市東金丸町79、80	稲葉源次郎	共有林
同	加藤コウ	同
同	金子福寿	同
同	高橋健二	同
同	高橋道雄	同
同	黒崎幸好	同
同	勝山幹夫	同
同	勝山岩雄	同
同	勝山朋市	同
同	菅野元八	同
同	菅野隆平	同
同	石田辰五郎	同
同	設楽ふみ	同

同	設楽利次	同
同	船津義雄	同
同	船津貞義	同
同	大島義平	同
同	大嶋正一平	同
同	田村徳作	同
同	田村敏男	同
同	渡辺英二	同
同	富岡勇作	同
同	北爪要太郎	同
同	矢島安寿	同
同	柳沢とめ	同
同	柳澤文雄	同
同	高橋孝雄	同
前橋市東金丸町81の1	西野勝介	
前橋市東金丸町81の2	関口勝正	
前橋市東金丸町84の4	村田久	
前橋市東金丸町85の2	青木鱗三	

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成31年2月22日群馬県告示第40号

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年6月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部		届出年月日
自由民主党群馬県安中市第三支部	伊藤清	田嶋泰孝	安中市原市1472
	○		令和元年5月20日
自由民主党群馬県甘楽郡第三支部	牛木義	長岡昭宏	甘楽郡甘楽町上野157-1
	○		令和元年5月14日
自由民主党群馬県桐生市第六支部	亀山貴史	須江慶太	桐生市菱町4-2251
	○		令和元年5月29日
自由民主党群馬県高崎市第八支部	松本基志	小林均	高崎市八千代町1-17-8
	○		令和元年5月29日
自由民主党群馬県藤岡市第四支部	神田和生	坂本千春	藤岡市中大塚952
	○		令和元年5月20日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
尾身朝子後援会	尾身朝子	伊藤元万	前橋市総社町総社3137-1
	衆議院議員	尾身朝子、衆議院議員	令和元年5月13日

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
比嘉奈津美群馬県後援会	村山利之	中野善夫	前橋市大友町1-5-17

令和元年5月17日

◎群馬県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年6月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県支部連合会	会計責任者の氏名	南波和憲	関根罔男	令和元年 5月7日
自由民主党群馬県第一選挙区支部	会計責任者の氏名	伊藤元万	川田隆司	令和元年 5月1日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
群馬県税理士政治連盟	代表者の氏名	田子一夫	狩野要一	平成31年 4月1日
群馬県旅館政治連盟	会計責任者の氏名	真下英明	新木敬司	令和元年 5月24日
群馬司法書士政治連盟	代表者の氏名	上原大介	東歩	令和元年 5月18日
	会計責任者の氏名	鈴木克利	上原大介	令和元年 5月27日
37万市民の会	主たる事務所の所在地	高崎市和田町3-4	高崎市連雀町112	平成31年 4月26日
富岡賢治後援会	主たる事務所の所在地	高崎市和田町3-4	高崎市連雀町112	平成31年 4月26日
前橋市歯科医師政治連盟	政治団体の名称	前橋市歯科医師政治連盟	前橋市歯科医師連盟	平成31年 4月26日
三井のぶひで後援会	主たる事務所の所在地	高崎市中豊岡町500-81	高崎市中豊岡町100-2	令和元年 5月20日

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年6月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
阿久沢なるみ後援会	阿久澤成實	平成31年4月30日
大島正芳後援会	大島正芳	平成31年4月26日
大竹政雄後援会	土屋幸男	平成31年4月30日
「きたじま菊好」を育てる会	金井義興	平成31年4月30日
元気な渋川をつくる会	猪熊篤史	平成31年4月30日
斉藤盛久後援会	上原博男	平成31年4月25日
滝沢俣明後援会	宮崎比呂志	令和元年5月1日
山田信行後援会	宿谷好孝	令和元年5月15日

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和元年6月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
三井暢秀	三井のぶひで後援会	主たる事務所所在地	高崎市中豊岡町500-81	高崎市中豊岡町100-2	令和元年5月20日

◎群馬県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和元年6月21日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿久澤成實	阿久沢なるみ後援会	平成31年4月30日
猪熊篤史	元気な渋川をつくる会	平成31年4月30日
大島正芳	大島正芳後援会	平成31年4月26日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月21日

群馬県知事 大澤正明

1 調達内容

(1) 購入物品、数量及び納入場所

	購入物品	数量	納入場所
ア	ロータリ除雪車(14t+100PS級、マルチプラウ)	1台	沼田土木事務所鎌田事業所 利根郡片品村鎌田3952-7
イ	ロータリ除雪車(2.2m級)	1台	沼田土木事務所 沼田市薄根町4412
ウ	凍結防止剤散布車(湿式、4t級、4×4)	2台	沼田土木事務所 沼田市薄根町4412
エ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ)	2台	中之条土木事務所長野原事業所 吾妻郡長野原町長野原1003 中之条土木事務所三原事業所 吾妻郡嬭恋村三原下川原876-9
オ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、スノーバケット付)	2台	中之条土木事務所三原事業所 吾妻郡嬭恋村三原下川原876-9

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 納入期限

	購入物品	納入期限
ア	ロータリ除雪車(14t+100PS級、マルチプラウ)	令和2年3月25日
イ	ロータリ除雪車(2.2m級)	令和2年3月25日

ウ	凍結防止剤散布車(湿式、4t級、4×4)	令和2年3月25日
エ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ)	令和2年3月25日
オ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、スノーバケット付)	令和2年3月25日

(4) 入札方法 上記(1)アからオまでの物品をそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月10日(水)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日(水)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明した者であること。

(7) 当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明した者であること。

(8) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 櫻井優美 電話027-226-3819(ダイヤルイン)

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和元年6月21日(金)から同年7月24日(水)までの毎日。ただし、上記

(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時

	購入物品	日時
ア	ロータリ除雪車(14t+100PS級、マルチプラウ)	令和元年8月1日午前10時00分
イ	ロータリ除雪車(2.2m級)	令和元年8月1日午前10時20分
ウ	凍結防止剤散布車(湿式、4t級、4×4)	令和元年8月1日午前10時40分
エ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ)	令和元年8月1日午前11時00分
オ	除雪ドーザ(11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、スノーバケット付)	令和元年8月1日午前11時20分

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和元年7月31日(水)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「〇〇(購入物品名)一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について相当期間の生産実績又は販売実績を有することを証明する書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを証明する書類を令和元年7月24日(水)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和元年7月24日(水)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場

合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
i	Rotary Snowplow (14t+100PS class, with multiplow)	1	10:00 a.m. August 1, 2019
ii	Rotary Snowplow (2.2m class)	1	10:20 a.m. August 1, 2019
iii	Antifreeze Spraying Vehicle (wet, 4-ton-class, four-wheel drive)	2	10:40 a.m. August 1, 2019
iv	Bulldozer Snowplow (11-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow)	2	11:00 a.m. August 1, 2019
v	Bulldozer Snowplow (11-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow and snow bucket)	2	11:20 a.m. August 1, 2019

(3) Delivery period:

	Products to be purchased	Delivery period
i	Rotary Snowplow (14t+100PS class, with multiplow)	March 25, 2020
ii	Rotary Snowplow (2.2m class)	March 25, 2020
iii	Antifreeze Spraying Vehicle (wet, 4-ton-class, four-wheel drive)	March 25, 2020
iv	Bulldozer Snowplow (11-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow)	March 25, 2020
v	Bulldozer Snowplow (11-ton-class, wheeled, with side slide-angling plow and snow bucket)	March 25, 2020

(4) Contact point for the notice: Yumi Sakurai, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月21日

群馬県警察本部長 松坂規生

1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 高齢者講習等管理システムの賃借 一式
- (2) 入札件名の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 借入期間 令和2年1月1日(水)から令和8年12月31日(木)まで
- (4) 履行場所 群馬県前橋市元総社町80番地4 群馬県総合交通センターほか(詳細は、仕様書による。)
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月5日(金)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月16日(火)午後4時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てがなされている者(手続開始の決定後に、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214~2217
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間 令和元年6月21日(金)から同年7月11日(木)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 上記(1)の場所
- (3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出

しなければならない。

なお、提出した書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年7月22日(月)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 提出期限 令和元年7月18日(木)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで)

イ 提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「高齢者講習等管理システムの賃借入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年7月31日(水)午後1時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月30日(火)午後5時まで上記(1)の場所に群馬県警察本部警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「高齢者講習等管理システムの賃借入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Norio Matsuzaka, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the services to be required: Lease of the management system of the lessons for elderly drivers, 1 set

(3) Rent period: From January 1, 2020 through December 31, 2026

(4) Dates of issue for tender documents: From June 21 through July 11, 2019, from 9:00 a.m. to 5:00 p.m.

Note: Closed holidays which are stipulated by Article 1 of the regulations concerning Gunma Prefectural holidays.

(5) Time-limit for tender: July 31, 2019 at 1:30 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than July 30, 2019 at 5:00 p.m.)

(6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-Ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110 (ext. 2214 - 2217) (Japanese language only)

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年6月21日

群馬県警察本部長 松坂規生

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県警察放置駐車違反処理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年4月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 5 落札金額 54,903,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成31年3月8日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111